

グループホーム ぽかぽか
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書

令和 6 年 4 月 1 日 現在

事業所概要

施設名	グループホーム ぽかぽか
所在地	〒264-0016 千葉県若葉区大宮町 3099-1
電話番号	043-305-0278
FAX番号	043-305-0277
事業所番号	指定事業所番号 1290400397

事業所設備の概要

第1ユニット

定員	9人(個室9室)	リビング・食堂	21.52 m ²
居室面積	個室 9.69 m ²		
浴室	ユニット式		

第2ユニット

定員	6人(個室6室)	リビング・食堂	19.51 m ²
居室面積	個室 7.61 m ² ~10.14 m ²		
浴室	ユニット式		

株式会社 ONE ALPHA

〒263-0043 千葉県千葉市稲毛区小仲台 6-17-12
Tel:043-225-6481 (代) Fax:043-225-6492

1. 施設の職員体制

第1ユニット

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
施設長	介護支援専門員 認知症管理者及び 計画作成者研修修了	名	名		名	施設業務統括。介護従業者及び業務の管理。入浴・排せつ・食事等生活全般に係わる援助
管理者	認知症管理者及び 認知症介護実践者研修 修了	1名	名	兼務	1名	介護従業者及び業務の管理。認知症対応型共同生活介護計画の作成。入浴・排せつ・食事等生活全般に係わる援助
計画作成担当者	介護支援専門員 認知症管理者及び 計画作成者研修修了	1名	1名	兼務	2名	認知症対応型共同生活介護計画の作成。入浴・排せつ・食事等生活全般に係わる援助
介護従業者	介護支援専門員	名	1名		1名	入浴・排せつ・食事等生活全般に係わる援助
	介護福祉士	1名	名		1名	
	実務者研修(ヘルパー1級)	名	2名		2名	
	初任者研修(ヘルパー2級)	1名	名		1名	
	認知症介護基礎研修	名	名		名	
	無資格	4名	2名		6名	
合計		6名	3名		9名	

第2ユニット

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
施設長	介護支援専門員 認知症管理者及び 計画作成者研修修了	名	名		名	施設業務統括。介護従業者及び業務の管理。入浴・排せつ・食事等生活全般に係わる援助
管理者	認知症管理者及び 認知症介護実践者研修 修了	1名	名	兼務	1名	介護従業者及び業務の管理。認知症対応型共同生活介護計画の作成。入浴・排せつ・食事等生活全般に係わる援助
計画作成担当者	介護支援専門員 認知症管理者及び 計画作成者研修修了	1名	1名	兼務	2名	認知症対応型共同生活介護計画の作成。入浴・排せつ・食事等生活全般に係わる援助
介護従業者	介護支援専門員	名	1名		1名	入浴・排せつ・食事等生活全般に係わる援助
	介護福祉士	名	1名		1名	
	実務者研修(ヘルパー1級)	名	2名		2名	
	初任者研修(ヘルパー2級)	名	名		名	
	認知症介護基礎研修	2名	名		2名	
	無資格	4名	2名		6名	
合計		6名	4名		10名	
職員の勤務形態	① 早番 7:00~16:00 (各ユニット1人) ② 日勤 9:00~18:00 (管理業務及び必要時配置) ③ 遅勤 10:00~19:00 (各ユニット1人) ④ 夜勤 16:00~9:00 (各ユニット1人)					

2. 施設の特徴等

(1) 運営の方針

私たちの事業所理念は、『地域に根差し、地域に支えられ、共に歩みながら暮らしていく』です。
この理念を体現していく為に、入居者は基よりスタッフ一人ひとりもまた、住み慣れた地域の中でその一員(ひとり)として生かされている事を自覚し、ご家族や地域の方との顔なじみの関係・繋がりを大切に、日々の何気ない笑いや涙。その方の喜怒哀楽の想いに、私たちも一緒に寄り添いながら、笑顔の絶えない生活が送れるよう、支援に努めます。

① 私たちは考え、提案します。

いつまでも自由な生活が大切です。

認知症の方のケアに大変有効なもの。それは「自らの意思で自由に生活する事」です。

しかし、自由にはリスクが付き物です。転倒等のリスクは予めご理解をお願い致します。

入居前には晩酌をしていた人が、入居と共に突然の禁酒！そうではなく、見たいテレビを見て、毎日夕食と一緒に少しの晩酌。ゆったりした時間を過ごす。当たり前のように行っていた日々の生活…。

今日のおかずや食べたいおやつを決め、近所のスーパーまで、一緒に買い物に出掛けましょう！

一人では自信がなくても、スタッフが隣にいます。だから、安心して今までの生活の継続が出来ます。

グループホームは、「家庭での生活の延長」です。

今まで使っていた馴染みのものも、居室に入る物であればぜひ持ち込んでください。

引越し感覚で入居出来ます。

② 私たちは、約束いたします。

私たちは、入居者生活の「自由」を最大限尊重いたします。

私たちは、地域の人々と一緒に福祉活動いたします。

私たちは、グループホーム内の密室性をなくし、情報公開に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
従業員への研修の実施	年2回 施設研修を実施しています。
サービスマニュアル	各種マニュアルに基づき、必要なサービスを提供いたします。
その他	

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

面会	面会時間 午前9時～午後5時 来所時に面会簿への記入をお願いします。 (来訪者の宿泊：必ず許可を得てください。)
外出・外泊	外出の際には、職員に必ず届出書(行き先と帰宅時間)を提出してください。 外泊の際には、職員に必ず届出書(外泊先の電話番号)を提出してください。 (外泊：基本的に連泊はしないでください。)
飲酒・喫煙	飲酒及び喫煙は所定の場所でお願致します。(居室は禁止)
金銭、貴重品の管理	金銭は各自管理となります。貴重品を預けたい方はご相談下さい。
所持品の持ち込み	基本的に自由です。持ち込む前にスタッフにご相談下さい。
設備、器具の利用	施設内の運動機器やレク活動等に関する材料は全て無料。寝具は有料。

3. サービスの内容

サービス	内 容
食事	朝食 午前7時～ 昼食 午後12時～ 夕食 午後5時00分～
入浴	週に2回以上入浴していただくことが出来ます。
生活相談	日常生活に関することなどについて相談できます。
介護	入居者のケアプランに沿った介護を提供させていただきます。
健康管理	毎日バイタルチェックや睡眠管理 排便チェックをいたします。
その他行事	誕生会やバーベキュー等 季節に合った行事を提供します。

4. 利用料金

(1) 利用料については介護保険負担割合証による負担額とする。

ア 認知症対応型共同生活介護利用料

※介護保険の介護報酬対象分に、千葉市の地域区分(等級)3級地が該当される為、単位数単価10.68%を乗じた金額が利用者負担となります。

■ 認知症対応型共同生活介護 II						
介護保険種別	自己負担/日			1ヶ月(30日) ご利用の場合		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援2	749円	1,498円	2,247円	22,470円	44,940円	67,410円
要介護度1	753円	1,506円	2,259円	22,590円	45,180円	67,770円
要介護度2	788円	1,576円	2,364円	23,640円	47,280円	70,920円
要介護度3	812円	1,624円	2,436円	24,360円	48,720円	73,080円
要介護度4	828円	1,656円	2,484円	24,840円	49,680円	74,520円
要介護度5	845円	1,690円	2,535円	25,350円	50,700円	76,050円

敷金	300,000円 (契約解除時に原状回復費用、未払い等に充填後、それ以外は返金)
食材料費	1日 1,900円 (朝食:475円、昼食:575円、夕食:700円、おやつ:150円)
家賃	1月 65,000円 (但し、日割の場合 1日 2,100円とする)
水道光熱費	1月 25,000円 (但し、日割の場合 1日 810円とする)
管理費	1月 7,000円 (共用部のメンテナンス、保守点検、環境整備、警備料金等に充填)

イ 加算費用

加算の有無	加算の種類	介護保険 1日	自己負担/日			
			1割	2割	3割	
有・無	初期加算 ※1	300円	30円	60円	90円	
有・無	医療連携体制加算(I)	370円	37円	74円	111円	
有・無	医療連携体制加算(II)	50円	5円	10円	15円	
有・無	科学的介護推進体制加算 ※2	400円/月	40円/月	80円/月	120円/月	
有・無	協力医療機関連携加算 ※2	1,000円/月	100円/月	200円/月	300円/月	
有・無	夜間支援体制加算 II	250円	25円	50円	75円	
有・無	サービス提供体制強化加算III	60円	6円	12円	18円	
有・無	若年性認知症利用者受入加算	1,200円	120円	240円	360円	
有・無	栄養管理体制加算 ※2	30円/月	30円/月	60円/月	90円/月	
有・無	口腔衛生管理体制加算 ※2	30円/月	30円/月	60円/月	90円/月	
有・無	入院時費用 ※3	250円/回	250円/回	500円/回	750円/回	
有・無	退去時援助相談加算 ※4	400円/月	400円/月	800円/月	1,200円/月	
有・無	退居時情報提供加算 ※5	250円/月	250円/月	500円/月	750円/月	
有・無	看取り介護加算 ※6	①	720円	72円	144円	216円
		②	1,440円	144円	288円	432円
		③	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		④	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円

- ※1 初期加算は、入所した日から起算して30日以内の期間について入院・外泊期間を除き加算します。
- ※2 科学的介護推進体制加算、協力医療機関連携加算栄養管理加算、口腔衛生管理体制加算、入院時費用は、一月単位の加算となります。
- ※3 入院時費用は、病院又は診療所への入院後、3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居を受け入れ態勢を整えている場合、月6日までを限度に算定されます。
- ※4 入居者が退去後、居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用する際、本人及び家族に対し退去後の生活の相談に応じた場合に算定されます。
- ※5 医療機関に退所する入所者等について、退所後の医療機関に対し入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回限り算定されます。
- ※6 看取り介護加算は、①～④の期間グループホームにて看取りを行った場合に加算されます。
①死亡日以前31日以上45日以下、②死亡日以前4日以上30日以下、③死亡日以前2日又は3日、
④死亡日の1日

ウ 介護職員処遇改善加算

1ヶ月の総利用料(介護保険部分)の8.1%が介護職員処遇改善加算として加わります。

エ 介護職員等ベースアップ等支援加算

1ヶ月の総利用料(介護保険部分)の2.3%が介護職員等ベースアップ等支援加算として加わります。

カ その他の費用

日常生活費	理美容代、 おむつ代等	実費

キ 家賃について

生活保護受給者の場合、国が定めた生活保護級地区分表による住宅扶助額を、月額支払額の上限とします。

(2) 料金の支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたします。支払いは基本的に自動振り替え(請求月の26日に引き落とし)とし、自動振り替えの手続き期間中のみ銀行振り込みでお支払い頂きます。

※銀行振込の場合振込手数料は利用者のご負担とさせていただきます。

(3) 利用料の償還払いについて

介護サービス費が保険者である市町村から事業者を支払われない場合は、一旦介護サービス費の10割をお支払い頂く場合があります。その場合は、サービス利用証明書を発行致しますので、後日保険者より差額の給付を受けて下さい。

また、要介護認定申請中にサービスを提供し認定結果が入居条件に合致しない場合は、要支援2相当額の

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。施設の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員の連絡先と氏名をお知らせください。当施設の職員がご連絡いたします。

(2) サービスの終了

ア 施設利用者のご都合でサービスを終了する場合退所を希望する日の30日前までに文書にてお申し出ください。

イ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・施設利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた施設利用者の認定区分が、要支援2～要介護5以外と認定された場合。
- ・施設利用者が亡くなられた場合。

ウ その他

- ・施設利用者やご家族などが、他の利用者、当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の30日前に文書で通知し、退所していただく場合があります。
- ・施設利用者及び連帯保証人が正当な理由なく利用料その他当施設に支払うべき費用を60日以上滞納したとき。
- ・施設利用者が共同生活住居を離れて1ヵ月を経過したとき、または1ヵ月以上離れることを予定して他所へ移転したとき。
- ・施設利用者が病院又は診療所に入院し、診断書等で明らかに3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合はその日から7日間以内に退所となります。又は入院後3ヵ月経過しても退院できないことが明らかになった場合も同様となります。但し、退院後再度施設の利用をご希望のかたで、診断書等で共同生活が可能な場合は優先的に入所手続きを致します。
尚、入院中に病院内において介護職員の利用者様に対する支援はできませんのでご了承ください。

6. サービス内容に関する相談苦情

(1) 当施設利用者相談窓口

- ① 担当者 グループホーム ぽかぽか 管理者：岩澤 敏子、星野 祐太
電 話 043-305-0278 F A X 043-305-0277
受付日 年中(但し、12/30～1/3は除く)
受付時間 午前9時～午後5時

- ② 担当者 株式会社 ONE ALPHA 解決責任者 伊達 亮太
電 話 043-255-6481 F A X 043-255-6492
受付日 年中(但し、12/30～1/3は除く)
受付時間 午前9時～午後5時

(2) 当施設利用者苦情窓口

- ① 担当者 グループホーム ぽかぽか 管理者：岩澤 敏子、星野 祐太
電 話 043-305-0278
受付日 随時
受付時間 午前9時～午後5時

(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市区町村及び千葉県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- 千葉市保健福祉局高齡障害部 介護保険事業課 TEL：043-245-5062
- 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL：043-254-7428
- 千葉県運営適正化委員会 TEL：043-245-1101

7. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、施設利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族及び施設利用者がお住まいの市町村（規定に従い）に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8. 非常災害対策

防災時の対応	非常災害対策マニュアルに準じて行動します。
避難場所	グループホーム ほかほか 敷地内
防災設備	火災報知器 火災自動通報装置 消火器 誘導灯 スプリンクラー
防災訓練	避難訓練を年2回実施します
防火責任者	伊達 亮太

9. 秘密の保持 及び 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た施設利用者及びご家族の情報を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、その業務上知り得た施設利用者及びご家族の情報を漏らしません。
- (3) 当該事業所では、あらかじめ契約書による同意を得た上で、必要な範囲内で施設利用者又はご家族の個人情報を用います。

10. 虐待防止のための措置について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

説明者は、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明し、利用者及び身元引受人は事業者から（介護予防）認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

事業所所在地 千葉市若葉区大宮町 3099-1

名 称 グループホーム ぽかぽか

説明者氏名

印

利用者	住 所	
	氏 名	印
署名代行者	利用者との関係	
	署名代行理由	
	住 所	
	氏 名	印
身元引受人	利用者との関係	
	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	
連帯保証人	利用者との関係	
	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	
	極度額	2,000,000 円
代理人（選任した場合）	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	